

「教育の課程と方法」に係る自己点検・評価書

基準 3-1 : 教職大学院の制度並びに専門職学位課程の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点 3-1-① : 教育課程が、次の各号に掲げる事項を踏まえ、体系的に編成されているか。

- (1) 専門職学位課程の2つの目的・機能（新しい学校づくりの有力な一員となりうる
新人教員の養成並びにスクールリーダーの養成）を果たすのにふさわしい教育課程編成となっているか。
- (2) 共通に開設すべき授業科目の領域の5領域（※）について、それぞれ適切な科目が開設され、履修することが可能なようになっているか。
※①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学級経営・学校経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域
- (3) 独自に開設するコース（分野）別選択科目が、共通科目の土台の上に、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材養成にふさわしい科目編成がなされているか。

(観点・指標に係る状況)

教育課程は、次のように編成されている。(資料 3-1-①参照)

資料 3-1-① 専門職学位課程の修了要件区分、単位数一覧表

区分	授業科目の領域	単位	摘要
臨床共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目	20	全コース共通とし、必修科目5科目20単位を修得するものとする。
	教科等の実践的な指導方法に関する科目		
	生徒指導及び教育相談に関する科目		
	学級経営及び学校経営に関する科目		
	学校教育と教員の在り方に関する科目		
コース別選択科目	学校支援プロジェクト科目	16	所属するコースに開設される「学校支援リフレクション2科目8単位」と「学校支援プレゼンテーション2科目2単位」を含み、計16単位以上を修得するものとする。
	学校支援リフレクション		
	学校支援プレゼンテーション		
実習科目	学校支援フィールドワーク	10	全コース共通とし、2科目10単位を修得するものとする。 ただし、小学校等の教員としての実務の経験を10年以上有している等の条件を満たす者については、申請に基づき、6単位相当を免除することができる。
	プロフェッショナル科目		
計		46	

(出典：平成25年度入学者用履修の手引(大学院学校教育研究科))

(1) 「新しい学校づくりの有力な一員となりうる新人教員の養成」並びに「スクールリーダーの養成」という2つの目的・機能を十全に果たすため、次の2点に配慮した教育課程を編成している。第1に、スクールリーダーの養成と新人教員の養成という2つの目的・機能を相補的に果たすことをねらい、現職教員学生と学部卒学生の両方がチームを組むことで、協働的な学びを実現し協働力を身に付けられるように、学校支援プロジェクト関連科目を設けている。第2に、スクールリーダーの養成という観点から、学校運営リーダーコースを置き、それに対応したプロフェッショナル科目を開設している。

(2) 共通に開設すべき授業科目の領域の5領域については、「臨床共通科目」として5科目を設定し、専門研究領域及び実務経験を持つ複数の教員による共同の指導体制により、臨床力や協働力を高める学びを可能にしている。

(3) 「コース別選択科目」は、「学校支援プロジェクト科目」と「プロフェッショナル科目」で構成している。更に「学校支援プロジェクト科目」は、「学校支援リフレクション」、「学校支援プレゼンテーション」からなり、実習科目である「学校支援フィールドワーク」とともに「学校支援プロジェクト」を形成し、実践、省察、還元という一連の活動を有機的に関連付け、高度な実践的問題解決能力・開発能力をその実際の体験を通して身に付けるものである。

「プロフェッショナル科目」は、様々な専門研究領域、実務経験に対応して深い実践力を育成する科目群である。(別添資料3-1-①-1「平成25年度入学者用履修の手引き(抜粋)」参照)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「臨床共通科目」を土台とした上に、「学校支援プロジェクト科目(学校支援リフレクション、学校支援プレゼンテーション)」が、「実習科目(学校支援フィールドワーク)」とともに「学校支援プロジェクト」として、高度な実践的問題解決能力・開発能力を身に付けるものとなっている。また、専門職としての高度な実践的能力を高めるための科目として「プロフェッショナル科目」が置かれ、体系的な教育課程を編成している。

以上のことから、観点3-1-①を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

「学校支援プロジェクト」は、3～4か月にわたって連携協力校に入り、学校課題の解決に向けて学校運営や教育活動に参画することを通して、学生自身が教育実践を高度化していくことをねらいとしている。そこでは、学校運営リーダーコースと教育実践リーダーコース、現職教員学生と学部卒学生混成のチーム編成と連携協力校の教職員との協働が、ねらいの達成を可能にしている。

基準3-2：教育課程を展開するにふさわしい教員の配置、授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点3-2-①：教員の配置、授業内容、授業方法・形態が、次の各号に掲げる事項を踏まえたものとなっているか。

(1) 各教員が、それぞれの教育・研究上の業績又は実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。

- (2) 教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、理論と実践との融合という視点から、全体として実践的な力量形成を意識した教育が行われるように組織されているか。
- (3) 授業内容は、教育現場における課題を積極的に取り上げ、その課題について検討を行うようなものとなっているか。
- (4) 授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条件・方法を探る事例研究やワークショップ、実地に調査・試行を行いその成果を発表・討議するフィールドワーク等の適切な教育方法によって行われているか。また、専攻分野に応じて、双方向、多方向に行われる討論もしくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。
- (5) ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。
- (6) 学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態になっているか。
- (7) 教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法、単位認定の仕方等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

(観点・指標に係る状況)

- (1) 本学教職大学院の教員は、専任教員17人（研究者教員7人、実務家教員10人）で構成されている。「臨床共通科目」、「プロフェッショナル科目」では、研究者教員、実務家教員とも教育・研究上の業績又は実務経験との関連の強い授業科目を担当している。例えば、数学に関する「プロフェッショナル科目」では、研究者教員が「教科の固有性を踏まえた算数・数学科の学習指導の理論と実際」を、実務家教員が「算数・数学科の授業デザイン論」を担当し、学生は理論と実践の両面から学べるようになっている。
- (2) 「学校支援プロジェクト」のチームを研究者教員と実務家教員が協働で指導したり、「学校支援リフレクション」を複数のチームが合同で行うことにより、複数の教員の指導が受けられるようにするなど、理論と実践との融合が図られるようになっている。
- (3) 「学校支援プロジェクト」では連携協力校と協働して、学校課題の解決に取り組んでいる。「学校支援フィールドワーク」での取組を大学での「学校支援リフレクション」で振り返り、実践の意味付けをしたり、学校課題の解決の方策を協議したりする。そして、リフレクションの成果を生かして、連携協力校での「学校支援フィールドワーク」を行ったり、「学校支援プレゼンテーション」によって学校に提案を行ったりする。このように、教育現場の課題解決にチームで取り組んでいる。
- (4) 「臨床共通科目」では、教員による講義の後、現職教員学生、学部卒学生の混成のグループを編成し、グループ別に複数の課題を割り当て、事例研究やワークショップなど集団における協働の中で課題を探究し、その成果を発表・討議するという方法をとっている。また、「プロフェッショナル科目」においても、それぞれの教員が、講義、授業参観に基づいたグループ討論及びワークショップなどの教育方法によって授業を展開している。
- (5) 「臨床共通科目」では、講義部分は多様な経験・意見を出し合うことを重視し一斉に行っているが、探究活動では、6～7人の少人数グループに専任教員が1名ずつ付いて指導に当たっている。また「プロフェッショナル科目」では、多様な科目を設け、それぞれの専門性向上の視点から科目選択ができるようにし、3～36人での学修が可能となっている。

(6) 「学校運営リーダーコース」「教育実践リーダーコース」に応じた「プロフェッショナル科目」を設け、目的や実務経験等に即して学べるようになっている。また、現職教員学生、学部卒学生の混成のグループで協議したり、あるいは現職教員学生同士、学部卒学生同士で協議したりする場を設けるなど、学習履歴、実務経験等にも配慮している。

(7) 1年間の授業計画、授業の内容・方法、単位認定の仕方等が明記されたシラバスを作成し、ホームページ上で公開している。学生の履修登録は学務情報システム上で行われるため、シラバスを確認しながら履修登録が行われるようなシステムとなっている。(別添資料3-2-①-1「シラバス(教育実践リフレクションI)」参照)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

教員組織は、専任教員に占める実務家教員の割合が5割を超えている。研究者教員においても学校現場における教育経験を有する者や、実務家教員であっても学術研究の業績を有する者がおり、それぞれの教員が既に理論と実践の融合を体現している。さらに、専攻会議などの機会を通じて、組織全体としての実践的な力量形成を意識した教育が行えるような体制を整えている。その他、専任教員とは別に、校長経験者が特任教員として配置され、実習を円滑に行うための指導や実習校との連絡・調整などを担当している。

授業については、「臨床共通科目」においても、教育現場における課題を取り上げ、現職教員学生と学部卒学生の混成のグループ別に複数の課題を割り当て、事例研究やワークショップなど集団における協働の中で課題を探究し、その成果を発表・討議するという方法をとっている。また、「学校支援プロジェクト」では、実習校(連携協力校)の教育課題とリンクしたプロジェクトごとに、現職教員学生、学部卒学生及び専任教員の三者で支援チームを編成し、実習校でのフィールドワーク、学校支援リフレクションでのワークショップ、ディスカッションなどの多様な方法を取り入れている。

これらは、シラバスとしてホームページ上で公開しており、授業の内容・方法、単位認定の方法等が明記されていて、学務情報システムで行われる履修登録に活用されている。

以上のことから、観点3-2-①を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

「学校支援プロジェクト」では連携協力校と協働して、学校課題の解決に取り組んでいる。「学校支援フィールドワーク」での取組を大学での「学校支援リフレクション」で振り返り、実践の意味付けをしたり、学校課題の解決の方策を協議したりする。そして、リフレクションの成果を生かして、連携協力校での「学校支援フィールドワーク」を行ったり、「学校支援プレゼンテーション」によって学校に提案を行ったりする。このように、教育現場の課題解決にチームで取り組んでいる。

基準3-3：専門職学位課程にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点3-3-①：学校等における実習が、次の各号を踏まえ、専門職学位課程にふさわしい実習として設定されているか。

(1) 例えば教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをは

じめ、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。

- (2) 長期間にわたり、教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関し、自ら企画・立案した解決策を体験・経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養うようなものになっているか（実習の時期、系統性、内容など）。
- (3) 実習を行うための連携協力校について、適切な学校種等（例えば実習内容に合致した規模や性格、指導者の存在など）及び数が確保され、実習のテーマ、計画、体制、評価等の連携が整えられているか。
- (4) 連携協力校及び附属校等の実習校に対し、実習の目的及び実施方法等、学部実習との差異、専門職学位課程で学ぶことの意義やそこで得られる知識・能力が適切に周知・説明されていて、大学との共通理解が得られているか。
- (5) 連携協力校及び附属校等の実習校に対する配慮（例えば教育研究上の支援の措置等）を適切に行っているか。
- (6) 現職教員学生が現任校で実習を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮がなされているか。
- (7) 実習の免除（全部ないし一部）措置を行う場合、例えば教職経験の内容と履修コースの実習内容とを照らし合わせる事等、適切な判断方法及び基準を設けて措置決定が行われているか。また、その措置決定について合理的な根拠・資料にもとづいた説明がなされているか。
- (8) 免許未取得学生、学部新卒学生、社会人経験学生、現職教員学生など、多様な背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられているか。
- (9) 学校以外（教育行政機関、教育センターなど）で実習を行う場合、実習設計（内容・方法・評価）や大学側の指導体制が整っているか。

（観点・指標に係る状況）

- (1) 「学校支援フィールドワーク」においては、各学生が計画書を作成している。計画書では、教育課程、教科指導、進路指導をはじめ、学校の教育活動全体について総合的にかかわる活動となるようそれぞれの欄が設けられている。また、「学校支援リフレクション」においても、中核的なテーマに沿った側面だけではなく、フィールドワーク計画書に記載された学校の教育活動全体についての総合的な体験を省察する機会が設けられており、報告書に記載するように定められている。
- (2) 後期に実施する「学校支援フィールドワーク」は、アドバイザー（学生の修学その他学生生活全般について指導助言を与える専任教員）を中心に支援チームとしての計画が策定されている。そこでは、3～4か月をかけてフィールドワークを行うような計画がなされており、長期にわたって教科指導や生徒指導、学級経営、学校経営等の課題に対して、「学校支援リフレクション」をもとに支援チームの学生自ら企画・立案した解決策を「学校支援プレゼンテーション」で提案したり、フィールドワークの一貫として実行したりしている。これにより、学生が学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養っている。なお、前期に「臨床共通科目」と「プロフェッショナル科目」を開設し、後期には「学校支援プロジェクト科目」及び「学校支援フィールドワーク」に専念できるよう履修に配慮した設定がなされている。

- (3) 「学校支援プロジェクト」の連携協力校として、上越市及び妙高市の小・中学校、本学附属小・中学校、上越市及び妙高市教育委員会、国立妙高青少年自然の家の合計97施設から承諾を得ており、実際にフィールドワークを行う際には、受け入れ側（実習校等）の担当者を決定し、事前に打ち合わせを行い、計画を立案して実習に臨むシステムになっている。実習校等と支援チームとのテーマの整合性については、上越市及び妙高市教育委員会の担当者、両市校長会の実習担当校長並びに国立妙高青少年自然の家の担当者を加えた「学校支援プロジェクト連絡会」を組織しており、本学の教育実習委員会学校支援プロジェクト専門部会等と連携し、計画及び実施体制並びに実施状況の評価を行っている。また、平成22年度からは新潟県全域の公立学校が連携協力校となることのできる承諾を新潟県及び新潟市教育委員会から得るとともに、さらに広範囲の希望に応えるべく新潟県外の学校等へも連携関係を広げている。
- (4) 「学校支援プロジェクト」の目的及び実施方法については、前述の連携協力校との打ち合わせでの説明のほか、上越市及び妙高市校長会で説明の機会を設けている。また、広く一般の教員等に向けての説明として、専門職大学院のフォーラムや公開講座、学生の学修の様子を紹介する教職大学院紹介DVDの製作・配付によって、周知に務めている。平成21年度からは、本学学校教育実践研究センターとの共同事業として「学校支援プロジェクトセミナー」を公開開催し、「学校支援プロジェクト」についての理解と評価を得る機会としている。
- (5) 実習校等には、学部の教育実習と同様、実習時間に応じた必要経費を支払うこととしている。また、支援チームの一員としてアドバイザーが実習校等に出向き、学生指導や学校の要請に応じた研修会などを行っている。さらに、学校教育実践研究センターの特任教員がすべての実習校等を訪問し、サポートを行っている。
- (6) 本学教職大学院においては、現職教員学生も連携協力校でフィールドワークを行うこととなっているが、現職教員学生が現任校で実習を行う場合は、アドバイザーが、その連携協力校へ出向き、学校課題の解決に向けて協働で取り組んでいる。また、実習後の大学でのリフレクションも確保している。
- (7) 実習の免除については、10年以上の教職経験を持つ者について、条件を満たした場合、10単位中6単位を免除する規定を設けている。具体的には、臨床的な実践研究論文等によって臨床力がすでに身に付いていると判断できる場合とし、根拠資料として実践論文等5点以上を提出させ、教育実習委員会学校支援プロジェクト専門部会において、2人の審査委員による審査を経て合議の上、免除候補案を策定し、教育実習委員会、教務委員会及び教授会の議を経て決定している。なお、免除申請に先立ち、有資格者への説明の機会をもち、その趣旨と手続きについて詳細に説明している。
- (別添資料3-3-①-1「専門職学位課程実習科目単位免除取扱細則」参照)
- (8) 学校支援フィールドワーク計画書・報告書の記載内容は、現職教員学生と学部卒学生とで分けられており、それぞれの特性に応じたフィールドワークが行えるよう配慮している。また、協働力を身に付けさせるため、支援チームは現職教員学生と学部卒学生との混成になるよう配慮しており、それぞれの特性が有機的にかかわることによって教育効果を上げるようになっている。
- (9) 学校以外の実習機関としては、上越市及び妙高市教育委員会、国立妙高青少年自然の家が実習機関となっており、こうした施設でフィールドワークを行う際にもアドバイザーを中心として施設の特性に対応する計画を策定し、実習を実施している。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「学校支援プロジェクト」の連携協力校として、上越市及び妙高市の小・中学校を中心に合計97施設から承諾を得ている。また、連携協力校等とのテーマの整合については、外部の担当者を加えた学校支援プロジェクト連絡会や本学の教育実習委員会学校支援プロジェクト専門部会等と連携し、計画及び実施体制並びに実施状況の評価を行っている。

実習については、アドバイザーを中心に支援チームとしての計画が策定され、各学生は連携協力校等の教育活動全体に総合的にかかわる活動となるよう工夫されたフィールドワーク計画書を作成し、様々な活動について報告書に記載するように定めている。

支援チームは現職教員学生と学部卒学生との混成になるよう配慮しており、それぞれの特性が有機的にかかわりながら教育効果を上げるようになっている。また、支援チームの一員としてアドバイザーが実習校等に出向き、学生指導や学校の要請に応じた研修会などを行ったり、学校教育実践研究センターの特任教員がすべての実習校等を訪問したりして、サポートを行っている。

実習の免除については、10年以上の現職経験を持つ者について、実践研究論文等によって臨床力がすでに身に付いていると判断できる場合、10単位中6単位を免除する規定を設け適切に運営している。

以上のことから、観点3-3-①を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

基準3-4：学習を進める上で適切な指導が行われていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点3-4-①：履修指導等が、次の各号に掲げる事項を踏まえたものとなっているか。

- (1) 履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされているか。学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。
- (2) 夜間その他特定の時間・時期に授業を行う方法を採用する場合、そのための履修や授業の実施方法、学生の負担程度について、適切な措置がとられているか。
- (3) オフィスアワー等個別の学生指導のための時間が確保されているか。
- (4) 履修モデルに対応し、組織的な教育（履修指導）のプロセスが明確になっているか。また一人一人の学生の学修プロセスを把握し、支援する仕組みが適切であるか。

(観点・指標に係る状況)

- (1) 学生に対しては、入学直後のオリエンテーションにおいて、カリキュラムに関する具体的な説明と履修にかかわるガイダンスを行い、それ以降随時履修方法について相談に応じている。さらに、「教職大学院案内」に「学校支援プロジェクト」の実施モデルや実践例を掲載し、カリキュラムの内容をとらえやすいようにしている。

1年間に履修できる単位数の上限を36単位とし、実質的な学修ができるようにしている。また、

前期に「臨床共通科目」と「プロフェッショナル科目」を設定し、後期の「学校支援プロジェクト科目」及び「学校支援フィールドワーク」に専念できるよう履修に配慮した設定になっている。

(2) 本学教職大学院は、夜間その他特定の時間・時期に授業を行う方法をとっていない。

(3) 教員のオフィスアワーについては、学務情報システムにより確認できる仕組みになっている。

学生は、専任教員の中から自らの関心領域で指導を希望する教員をアドバイザーとして選び（別添資料 3-4-①-1 「専門職学位課程の学生の指導体制取扱細則」）、履修その他学生生活全般に関してオフィスアワーも活用して指導を受けている。また、アドバイザー以外の教員に対しても、オフィスアワーを活用して履修相談や授業科目に関する質問等を行うことができる。その他、教育支援課においても随時相談に応じており、学修を進める上での指導の体制は整っている。

(4) 学生個々の履修状況は、学務情報システムにより把握可能となっており、アドバイザーがその把握と指導を行っている。さらに、「学校支援プロジェクト」においては、個別のフィールドワーク計画と日々の活動を「e-box」というデジタルポートフォリオシステムに記録することが義務づけられており、学修がどのように行われているか即時的な把握ができるようになっている。また、すべての領域にわたって特任教員から、授業技術や実習校等でのマナーなど、きめ細かいサポートが受けられるような体制をとっている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学生に対しては、入学直後のオリエンテーションにおいて、カリキュラムに関する具体的な説明と履修にかかわるガイダンスを行い、それ以降随時履修方法について相談に応じている。また、学生は、専任教員の中から自らの関心領域で指導を希望する教員をアドバイザーとして選び、履修その他学生生活全般に関して指導を受けている。アドバイザーは、学務情報システムにより、学生個々の履修状況を把握し指導を行っている。

「学校支援プロジェクト」においては、デジタルポートフォリオシステム「e-box」を活用し、学修がどのように行われているかを把握し指導を行っている。また、すべての領域にわたって特任教員から、授業技術や実習校等でのマナーなど、きめ細かいサポートが受けられるような体制をとっている。

その他、前期に「臨床共通科目」と「プロフェッショナル科目」を設定し、後期の「学校支援プロジェクト科目」及び「学校支援フィールドワーク」に専念できるよう、履修に配慮した設定になっている。

以上のことから、観点 3-4-①を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

基準 3-5：成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点 3-5-①：成績評価が、次の各号に掲げる事項を踏まえたものとなっているか。

(1) 専門職学位課程の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

(2) 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に

実施されているか。また、成績評価等の妥当性を担保するための措置が講じられているか。

(観点・指標に係る状況)

(1) 成績評価の基準については、大学院学校教育研究科履修規程(資料3-5-①参照)に規定しており、その内容は「履修の手引き」及び学内ポータルサイトに掲載している「規則集」により学生に周知している。また、成績評価の方法については、シラバスに記載するとともに、「臨床共通科目」については、本専攻の申し合わせに基づき共通の基準で評価を行っている。「プロフェッショナル科目」については、全学的な評価の方法・基準に準じて担当教員が行っている。学校支援プロジェクト関連科目については、共通の基準でアドバイザーが行うことになっている。

修了認定の基となる「学修成果の総合的な審査」については、学位規則(資料3-5-②参照)及び専門職学位課程の学修成果に関する取扱細則(資料3-5-③参照)に規定しており、その内容は学内ポータルサイトに掲載している「規則集」により学生に周知している。

(2) 修了判定の具体的な手続きについては、修了判定対象者が、修得した科目と学びの概要及び学び全体の振り返りを記載した「学修成果報告書」をアドバイザーに提出し、アドバイザーが受理した報告書について評価し、所見を添えて研究科長に報告することにより学修成果審査委員会が設置される。主査1人、副査2人以上をもって組織する同委員会が、学修成果の総合的な審査を行い、その結果に基づき教授会において専門職学位課程の修了及び学位の授与の可否が審議決定されることとなっている。「学修成果報告書」は、修得した単位の一覧とその学修内容が記載され、履修した科目の学修内容についても精査しており、評価の妥当性が保証されている。

資料3-5-① 大学院学校教育研究科履修規程第15条

上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程(抄)

(成績の評価)

第15条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、100点満点中90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB及び60点以上70点未満をCとして合格とし、60点未満をDとし、不合格とする。

2 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

(出典：上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程)

資料3-5-② 学位規則第12条～第14条

上越教育大学学位規則(抄)

第4章 大学院専門職学位課程

(審査)

第12条 研究科長は、専門職学位課程の学生の学修成果を確認するため、学修成果審査委員会を設置し、学修成果の総合的な審査(以下「学修審査」という。)を行うものとする。

2 学修成果審査委員会は、教育実践高度化専攻の専任教員(助手を除く。)のうちから主査1人(教授又は准教授に限る。)及び副査2人以上をもって組織するものとし、その委員は、教授会の議を経て、研究科長が指名する。

(審査結果の報告)

第13条 学修成果審査委員会は、学修審査の結果を教授会に報告するものとする。

(教授会の審議)

第14条 教授会は、前条の審査結果報告に基づき、専門職学位課程の修了及び学位の授与の可否を審議決定し、その結果を学長に報告するものとする。

2 前項の議決は、教授会の構成員（公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の者が出席し、その3分の2以上の賛成を要するものとする。

(出典：上越教育大学学位規則)

資料3-5-③ 専門職学位課程の学修成果に関する取扱細則第2条～第4条

上越教育大学大学院専門職学位課程の学修成果に関する取扱細則（抄）

(学修成果報告書等の提出)

第2条 学修成果を提出しようとする者は、別記第1号様式の大学院専門職学位課程学修成果報告書（以下「学修成果報告書」という。）を修了予定年次の1月10日（その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日。以下期日を規定した場合において同じ。）正午までに学務部教育支援課（以下「教育支援課」という。）で受け付けを済ませ、アドバイザーに提出するものとする。ただし、修業年限を超えて在学する者に係る学修成果報告書の提出については、修業年限を超えて在学する年度の7月31日正午までとすることができる。

2 学修成果報告書には、別記第2号様式の学修審査願を添えなければならない。

3 第1項の提出期限を過ぎて提出された学修成果報告書は、疾病又は事故等により特に学校教育研究科長が認めた場合を除き、受理しない。

(学修成果報告書に関する所見)

第3条 アドバイザーは、提出された学修成果報告書に別記第3号様式の学修成果報告書に関する所見を添え、学修成果審査委員会に提出しなければならない。

(学修審査の結果報告)

第4条 学修成果審査委員会は、学修審査の結果を別記第4号様式の学修審査結果報告書により、教授会に報告するものとする。

(出典：上越教育大学大学院専門職学位課程の学修成果に関する取扱細則)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

成績評価や単位認定、修了判定については、学内規定としてそれぞれ定め、その内容は「履修の手引き」や学内ポータルサイトに掲載している「規則集」により学生に周知している。また、成績評価の方法についてはシラバスに記載するとともに、各科目についても共通の基準により評価している。

修了判定についての手続きは、アドバイザーの評価、学修成果審査委員会による学修成果の総合的な審査を経て、教授会において専門職学位課程の修了及び学位の授与の可否を審議決定している。また、「学修成果報告書」は、履修した科目の学修内容についても精査できるよう工夫され、評価の妥当性を保証している。

以上のことから、観点3-5-①を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし